

# 「働き方改革関連法」 説明会

## 開催のご案内

**働き方改革関連法2019年4月より順次適用開始**

2018年6月29日に「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月以降、順次改正法の適用が開始されています。この法改正は、労働者を雇用する全ての事業所が対象になります。全建総連の長谷部賃対部長を招き、組合員向けの説明会を予定しています。

この機会にぜひ受講していただき、早急な対応をご検討ください。

**小規模事業者にも対応!  
組合員向けの説明会!**

**事業主の皆様の  
お悩みにお答えします!**

**労働者を雇用する  
全ての事業所が対象!**

日時：8月20日（木）

14時00分～16時00分（予定）

会場：建設埼玉会館3階大会議室

講師：長谷部全建総連賃金対策部長

内容：働き方改革関連法について

定員：30人（定員に達し次第締切）

受講料：無料

申込書

申込方法：FAXでお申込下さい。（FAX）048-780-2020

申込締切：8月11日（火）（定員に達し次第締切）

会社名		氏名	
電話番号		携帯電話	
FAX		組合員番号	

お問合せ

建設埼玉 〒331-0812 さいたま市北区宮原町4-144-1

お申込先

賃金対策部 TEL 048-780-2000 FAX 048-780-2020

